

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社筑波銀行			コード	8338
提出日	2021/6/3	異動(予定)日	2021/6/24		
独立役員届出書の提出理由	第97期定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	根本 祐一	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
2	横井 のり枝	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
3	鈴木 大輔	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
4	田宮 弘志	社外取締役	○													○		訂正・変更	有
5	瀬尾 純一郎	社外取締役	○													○		新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	根本祐一氏は当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	根本祐一氏は、長年にわたり茨城県信用保証協会に勤務し、理事を歴任。県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わり、地域経済活性化の発展に貢献してきました。こうした経験や知見を活かすことにより、中立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための的確な助言や提言を行うことができる人物と判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
2	横井のり枝氏は当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	横井のり枝氏は、経営コンサルタント企業や経済研究所を通じて経済産業界の研究に長年にわたって携わり、その後、大学教育界へ転身し、私立大学准教授として地域社会および国際社会の発展に貢献できる人材育成や地域経済の活性化に関する積極的な社会活動に参画しております。こうした経験や知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
3	鈴木大輔氏および同氏が所属する瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業は当行と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	鈴木大輔氏は、長年にわたり検事、弁護士として、法律的分野についての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
4	田宮弘志氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社(現:損害保険ジャパン株式会社)の取締役常務執行役員でありましたが、2016年3月に退職しております。当行は、同氏および同社と通常の銀行取引があるほか、当行窓口では同社保険商品の取扱いを行っておりますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	田宮弘志氏は、長年にわたり保険会社に勤務し、取締役常務執行役員および上場企業の常勤監査役等を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
5	瀬尾純一郎氏は日本銀行の出身であります。2001年6月に退職しております。当行は、日本銀行に当座預金取引を有するほか、同氏と通常の銀行取引がありますが、取引の規模や性質に照らし、株主や投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	瀬尾純一郎氏は、長年にわたり日本銀行に勤務し、豊富な経験と金融全般における高度な専門性と見識を有するとともに、金融機関の常勤監査役やコンサルタント業務関係の代表取締役社長を務めるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かし、取締役の職務執行の監査および経営の監督を的確に遂行することができる人物であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。